

三田市教科用図書選定委員会規則

平成21年3月30日

教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(調査員会)

第4条 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行わせるため、必要な調査員会を置く。

2 調査員会は、委員会の諮問に応じ、選定の対象となる教科用図書の全般にわたって調査及び研究を行い、調査報告等を付して答申する。この場合において、調査、研究を行うに当たっては、兵庫県教育委員会の調査資料を参考にするとともに、必要に応じて、兵庫県教育委員会に指導、助言又は援助を求めるものとする。

3 調査員は、各種目ごとに4人程度とし、委員会が小学校又は中学校の教員、教頭若しくは校長のうちから適任者を選び任命する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教科用図書担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる協議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、三田市教育委員会が招集することができる。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。